

高松市シティプロモーション推進ビジョン・ロゴマーク
PR アドバイザリー業務委託仕様書

高松市政策局広聴広報・シティプロモーション課

本仕様書は、高松市（以下「本市」という。）が行う、「高松市シティプロモーション推進ビジョン・ロゴマークPR アドバイザリー業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務の目的

「高松市シティプロモーション推進ビジョン」（以下「ビジョン」という。）の策定により制作された本市のロゴマーク「TKMT」を効果的に周知し、市内外で積極的に活用してもらうことによって、本市の知名度、認知度の向上及びシビックプライドの醸成を目的とする。

2 業務期間

契約締結の日から令和7年11月28日まで

3 業務内容

ロゴマーク等周知に必要な業務及び附属する一連の業務は、次に掲げるとおりとする。

ア 業務内容

- ① 首都圏等の主に若い世代が興味を持ち積極的に活用してもらえる方法の提案を行うこと。
- ② 市民及び市内の事業者等が興味を持ち、積極的に活用してもらえる方法の提案を行うこと。
- ③ 各種広報媒体等を使う提案を行う場合にはデザイン制作業務も合わせて行うこと。
- ④ 税込200万円程度の規模とすること。

イ 提出物

当業務の範囲内で行ったデザインについて、電子データで提出すること。

4 納品物

（1）成果物

下記の成果物を納品すること。

ア 業務完了報告書

提出期限：令和7年11月28日

（2）提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市政策局広聴広報・シティプロモーション課（担当：谷岡）

5 その他

- （1）受注者は、業務責任者をもって秩序正しい業務を行わせてください。また、本契約の履行にあ

たっては、委託者と受注者の連絡を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者、受注者双方が協議してこれを処理すること。

(2) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払ってください。また、明らかな瑕疵により発注者に損害を与えた場合は、その損害額を補償することとします。

(3) 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

(4) 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、以下のとおりとする。

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して6月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の条件を明示した書面交付すること。

エ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

オ 女性活躍推進法第4条による事業主の責務を十分に理解し、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めること。

カ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受ける労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

キ アからカまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法、その他の関係法規を遵守すること。

(5) 本業務の実施に伴い必要となる費用は、原則として、受注者の負担とします。

(6) 受注者は、本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守してください。

(7) 受注者は、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできません。なお、「主たる部分」とは、「3 業務内容」に掲げるものとします。

(8) 受注者は、本業務実施において事故等が発生したときは、その原因・経過及び被害の内容を、

速やかに発注者に報告してください。また、受注者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者の責任において処理するものとします。

- (9) 受注者は、本業務の実施に当たり知り得た個人及び企業等に関する情報等について、必ず、第三者に漏らさないよう注意を払ってください。
- (10) 受注者は、本業務の遂行に必要な資料等の貸与を本市に申し出ることができますが、本業務完了後、貸与された資料は、速やかに本市へ返却してください。
- (11) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができるものとする（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

*メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

- (12) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しているため、留意すること。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止する場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - ア 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等の入札の公正を害すべき行為
 - イ 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - ウ 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - エ 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - オ 執拗な抗議等を行い、市職員の職務を妨害する行為
 - カ 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
 - キ 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与